

令和4年5月15日
青少年サポートプラザ

サポートプラザ利用に関する変更点について

- 1 活動室②の利用を再開する（時間は活動室①と同じ）
利用可能な活動：学習、作業等会話の少ない活動
定員：6名
その他条件：蓋付きの飲み物は持ち込み可。食事は不可
廊下側のドアを開け、換気を行う
- 2 活動室①で食事することを可能とする
条件：飲食の際は、換気を行い、**MASK** 飲食を徹底のうえ、食事スペースの距離を充分確保する。
なお、飲食等で出たごみは各自で持ち帰る。
- 3 貸し出し物品にポットを追加する
なお、急須、湯飲みの貸し出しは引き続き行わないため、ティーバックや紙コップ等を持参する
- 4 適用開始日
令和4年6月から